

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、船橋二和病院労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和4年7月8日

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

別記

- ・船橋二和病院、二和ふれあいクリニック、ふたわ訪問看護
ステーション
船橋市二和東5-1-1
- ・船橋二和病院附属 ふたわ診療所
船橋市二和東3-16-1